

2023年11月1日

お客さま各位

電柱広告看板の製作・設置料および広告料の改定のお知らせ

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

また、平素より弊社電柱広告事業に対しまして格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、弊社におきましては、2011年9月に電柱広告料金および看板製作費を改定して以来、12年余の間、価格を据え置いてまいりましたが、昨今の資材価格など諸費用の高騰により、企業努力だけではコスト増分を吸収することが難しい状況となっております。

つきましては、誠に不本意ながら、2024年4月1日より、下記のとおり、電柱広告看板に係る製作料ならびに広告料を改定させていただくことといたしました。

また、今回の料金改定に合わせて、従来の「看板製作費」を「製作・設置料」に名称変更させていただきますとともに、1年未満の掲出を条件とする短期契約メニューを新たに設けるほか、広告料のエリア区分についても、各自治体の条例に定める道路占用料の格差等を反映して変更させていただきます。

なお、改定後の料金につきましては、2024年4月1日以降の新規・増設のご契約分より適用させていただくこととし、現在ご契約中の看板の広告料につきましては、これまでどおりの価格を据え置きとさせていただきます。

弊社といたしましては、今後とも電柱広告看板事業を通して、地域の安全・安心、発展に寄与してまいりますので、引き続き一層のお引き立てを賜りますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 通常の電柱広告（A契約）

（1）製作・設置料（消費税込）

看板種別	改定単価
巻	23,100円
袖	26,400円

（2）広告料

（消費税込）

看板種別	県別	青森	岩手	秋田	宮城			山形	福島	新潟
	県庁所在地等	青森市 八戸市	盛岡市 矢巾町	秋田市	仙台市 (1級地)	仙台市 (1級地以外)	塩釜市 多賀城市	山形市 天童市	福島市 郡山市	新潟市
巻・袖	県庁所在地等	22,000円	22,000円	22,000円	35,200円	23,100円	24,200円	22,000円	22,000円	22,000円
	上記以外の エリア	20,900円	20,900円	20,900円	22,000円			20,900円	20,900円	22,000円

2. 社会貢献型電柱広告（E契約）

（1）製作・設置料（消費税込）

看板種別	改定単価
巻	19,800円
袖	23,100円

【適用範囲】

- ◆ 防災、防犯、観光、交通安全、地域活性化など社会貢献意識の高揚に資する場合に適用。
- ◆ 上記の目的で、地域に貢献したい企業等様が自治体と協定書の締結を行った電柱広告に適用。

（2）広告料

（消費税込）

看板種別	県別	青森	岩手	秋田	宮城			山形	福島	新潟
	県庁所在地等	青森市 八戸市	盛岡市 矢巾町	秋田市	仙台市 (1級地)	仙台市 (1級地以外)	塩釜市 多賀城市	山形市 天童市	福島市 郡山市	新潟市
巻・袖	県庁所在地等	19,800円	19,800円	19,800円	30,800円	19,800円	20,900円	19,800円	19,800円	19,800円
	上記以外のエリア	18,700円	18,700円	18,700円	19,800円			18,700円	18,700円	19,800円

※災害種別図記号【ピクトグラム】（避難場所、津波・高波、洪水・内水氾濫等）を表示する場合は、予め設置箇所の自治体との協議が必要となります。

3. 短期電柱広告（S契約）【新設】

（1）製作・設置料（消費税込）

看板種別	改定単価
巻	23,100円
袖	26,400円

【適用条件等】

- ◆ お申込み段階で1か年未満の掲出期間となることが予め判明している場合に適用。
- ◆ 契約期間は原則6か月。
- ◆ 掲出期間が6か月を超える延長の希望がある場合は、延長1か月ごとに追加料金を申し受けます。

（2）広告料（6か月）

（消費税込）

看板種別	県別	青森	岩手	秋田	宮城			山形	福島	新潟
	県庁所在地等	青森市 八戸市	盛岡市 矢巾町	秋田市	仙台市 (1級地)	仙台市 (1級地以外)	塩釜市 多賀城市	山形市 天童市	福島市 郡山市	新潟市
巻・袖	県庁所在地等	25,300円	25,300円	25,300円	38,500円	26,400円	27,500円	25,300円	25,300円	25,300円
	上記以外のエリア	24,200円	24,200円	24,200円	25,300円			24,200円	24,200円	25,300円

※6か月を超え掲出を延長する場合の1か月あたり追加料金は以下のとおり。

（消費税込）

看板種別	県別	青森	岩手	秋田	宮城			山形	福島	新潟
	県庁所在地等	青森市 八戸市	盛岡市 矢巾町	秋田市	仙台市 (1級地)	仙台市 (1級地以外)	塩釜市 多賀城市	山形市 天童市	福島市 郡山市	新潟市
巻・袖	県庁所在地等	1,870円	1,870円	1,870円	2,970円	1,980円	2,090円	1,870円	1,870円	1,870円
	上記以外のエリア	1,760円	1,760円	1,760円	1,870円			1,760円	1,760円	1,870円

4. キャラクター使用料

(消費税込)

キャラクター	改定使用料
リラックマ	4,400 円
ガチャピン・ムック	3,300 円
すみっコぐらし	4,400 円

※キャラクター使用料は広告料に加算となります。

※ステッカー貼付によるキャラクター使用はできません。

5. その他料金

※電柱広告看板の正式なお申込み後、あるいは掲出後、お客さま希望ならびにお客さま都合による看板の取扱いについて以下の料金メニューによりご対応いたします。

※価格については、対応状況により異なりますので詳しくはお問合せください。

料金メニュー	適用
①看板取替料金	・看板のデザイン変更 ・看板種別の変更 ・掲出場所の変更（デザイン変更が伴う場合）
②看板移設料金	・掲出場所の変更（デザイン変更が伴わない場合）
③ステッカー対応料金	・既設の巻・袖の広告内容の一部変更を行う場合で、ステッカー貼付により対応する場合に適用
④1 年未満解約料金	・お客さま都合により、最初に電柱広告を設置してから1 年未満で解約する場合に適用
⑤申込みキャンセル料金	・お申し込み後、掲出するまでにお客さま都合で取り下げられた場合に適用

<参考> 電柱広告の上記広告料の「仙台市（1級地）」のエリア

※仙台市道路占用料条例の別表備考第二号に規定する「市長が定める区域」 仙台市道路占用料条例施行規則第7条に以下を規定
青葉区一番町1丁目～4丁目、五橋1丁目～2丁目、大町1丁目～2丁目、花京院1丁目、春日町、片平1丁目、上杉1丁目、北目町、木町通1丁目、国分町1丁目～3丁目、立町、中央1丁目～4丁目、二日町、本町1丁目～3丁目 宮城野区榴岡1丁目～2丁目、若林区新寺1丁目1番～5番

以上